

**令和4年度 神戸・姫路共同観光プロモーション  
委託事業者選定（公募型プロポーザル）実施要領**

1 件名

令和4年度 神戸・姫路共同観光プロモーション 業務委託

2 履行期限

令和5年2月28日（土）

3 業務目的

アフターコロナの観光客誘致事業として、来神者が多い首都圏マーケットに対し、兵庫デスティネーションキャンペーンを見据えたプロモーションを姫路観光コンベンションビューローと共同で実施する。プロモーション会場は豊富な通行者がある東京駅八重洲コンコースにて、構内ならではの恵まれた環境でダイレクトプロモーションを実施する。

本業務は、上記の会場で魅力あるプロモーションの企画立案を行い実行する。

4 履行場所

東京駅八重洲口（別紙1を参照）

5 委託金額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※東京駅八重洲口イベントスペースの使用料¥800,000円（税別）+ 諸経費¥100,000円（税別）もこれを含む

6 委託内容

仕様書のとおり（別紙2を参照）

7 スケジュール

11月16日（水）	プロポーザル実施要領等の公表
11月24日（木）	参加申請書提出締切 午後5時まで
11月25日（金）	質問書提出締切 午前10時まで
11月28日（月）	質問回答
12月9日（金）	提案書等提出締切 午後5時まで
12月13日（火）	選定委員会によるヒアリングの実施
12月16日（金）	提案事業者への選定結果の通知
12月下旬	契約締結・業務開始
2月18日（土）	プロモーション実施予定

## 8 応募資格

応募にあたっては、下記要件をすべて満たすこと。

- (1) 連絡体制が整い、迅速なやりとりが可能であること。
- (2) 代表者および役員に破産者および禁固以上の刑に処されている者がいる企業等でないこと。
- (3) 会社更生法および民事再生法等による手続きをしている企業等でないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団およびその利益となる活動を行う企業等でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (6) 神戸市から指名停止措置等を受けている企業等でないこと。
- (7) 本業務の遂行に係る関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。
- (8) 神戸市における請負および委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (9) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 6か月以内に不渡手形または不渡小切手を出していないこと。

## 9 応募方法等

### (1) 募集要領等の公表、各書類の交付

令和4年11月16日(水)から

神戸観光局ホームページのおしらせ欄に掲載 <https://kobe-dmo.jp/>

※郵送による交付は行わない。

### (2) 参加申請書の提出

- ・受付期間 令和4年11月16日(水)から令和4年11月24日(木)午後5時まで
- ・提出先 一般財団法人神戸観光局 (tourism\_promotion@kcva.or.jp)
- ・提出書類
  - ① 参加申請書 (様式第1号)
  - ② 参加資格確認書 (様式第2号)

### (3) 質問及び回答

- ・質問がある場合は、質問票(様式第3号)に必要事項を記載し、令和4年11月25日(金)午前10時までにEメールにて送付すること。なお、行き違いがないよう、送付後に担当部署(「16. 問い合わせ先」参照)に必ず電話連絡すること。
- ・すべての質問内容と回答内容については令和4年11月28日(月)午後5時を目途に、本要領を掲載した神戸観光局ホームページに掲載する。

### (4) 提出物

- ①企画提案書提出書(様式第4号)

## ②企画提案書

企画提案書の書式は A4 版（様式自由）とし、タイトルは「令和 4 年度 神戸・姫路共同観光プロモーション」とすること。また、仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を企画案として提示すること。

ア 企画内容

イ 本業務の実施スケジュール

ウ 実施体制

### 【全般】

- ・当事業を遂行するに際しての人員体制及び役割（緊急対応や責任者も含む）
- ・同様の実績について分かるもの(実績の箇条書きでも可とする)
- ・その他、特筆すべき事項

## ③見積書

- ・見積書には積算根拠を示した内訳書を添付すること。

## ④会社概要（法人名、代表者、業務内容、組織体制等）

## (5) 提出部数

各 6 部

## (6) 提出方法

提案書一式を、郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）または持参にて提出。

また、データ（PDF ファイル）でも事務局へ提出をすること。

提出先：一般財団法人神戸観光局（[tourism\\_promotion@kcva.or.jp](mailto:tourism_promotion@kcva.or.jp)）

〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号三宮ビル東館 9 階

平日の午前 9 時から正午及び午後 1 時から 5 時に受け付ける。

## (7) 提出期限

令和 4 年 12 月 9 日（金） 午後 5 時まで

## (8) 応募に関する留意事項

- ・企画提案書の作成、提出等に要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- ・企画提案書等、すべての提出書類は返却しない。なお、これらの書類は、当事業の委託先の選考に関する目的以外には使用しない。
- ・応募書類の提出後の差し替えは認めない（但し、当局が補正等を求める場合は除く）。
- ・提出期間に到着しなかった応募書類については、無効とする。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。
- ・提出された資料に記載される個人情報については、本選考に関する目的以外では使用しない。

## 10 選定方法（及び書類選考）

提案事業について、下記により選定する。

- ①神戸観光局が設置する選定委員会において、事務局から各提案事業者に対して通知した日時（令和4年12月13日（火）予定）に提案事業者に対して提案内容についてのヒアリングを行う。  
このため、ヒアリングに説明者が事務局から通知した日時に参加できるよう日程調整を行うこと。
- ②選定委員会では、事業内容に関する審査を行い、事業者を選定する。
- ③選定の結果は、各提案事業者に対して事務局から通知する。  
（ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じない。）  
なお、応募者多数の場合は、選定委員会において評価基準に沿って企画提案書等提出書類の選考を行い、書類選考を通過した提案事業者のみヒアリングに参加できるものとする。

主な評価項目は以下の通りとする。

- 1.企画提案内容 60点  
（企画の独自性、神戸と姫路の魅力が伝わる企画であるか 等）
- 2.業務遂行能力 20点  
（業務体制、業務実施方針及び手法等）
- 3.神戸、姫路市内の観光関連情報の取り扱いに際しての知見や実績 10点  
（過去の取組や実績等）
- 4.安全性 5点  
（感染症対策 等）
- 5.費用の妥当性 5点  
（提案した企画の費用の適正さ）

※以下事項に該当する場合は、審査の対象外となる。

- ・見積金額が予算限度額を超えているもの。
- ・提出書類に虚偽の記載をしたもの。
- ・提出期限内に所定の書類を提出しなかったもの。
- ・参加資格要件を満たしていないことが判明したもの。

### （4）契約

審査により決定した受託候補者と契約を行うため、契約交渉の申し出を行う。契約は神戸観光局と受託候補者が細部について協議したうえで締結するが、契約交渉の際に「8. 応募資格」に示す資格を確認し、資格が確認できなかった者とは契約締結しないものとする。受託候補者との契約が成立しなかった場合は、改めて次点の提案者と契約交渉を行う。なお、契約交渉の後、契約予定者が契約までに「8. 応募資格」に示す資格を1つでも満たさなくなった場合は、改めて次点の提案者と契約交渉を行う。

## 11 委託事項の遵守・守秘義務

- (1) 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (2) 受託者は、本委託業務に関わる契約の履行により得た業務内容を第三者に漏らしてはならない。  
また、委託者が公表している又は委託者が認めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。

## 12 著作権の取り扱いについて

(著作権の譲渡等)

- (1) この契約によって創出される著作物（以下「著作物」という。）に関する全ての著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む）は、委託業務の完了をもって当財団に譲渡する。
- (2) 受託者は、著作権の全部または一部を複製し、第三者に譲渡または贈与してはならない。ただし、書面により当局の承諾を得た場合はこの限りではない。

(著作権人格権の不行使)

- (3) 受託者は、この契約に基づいて創出される著作物に関し、当局および当局が指定するものに対し、著作者人格権は行使しないこととする。

## 13 反社会的勢力の排除について

契約当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らかの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 神戸市暴力団排除条例第 29 号
- (2) 兵庫県暴力団排除条例
- (3) 前号の規定により、この契約が解除された場合には、解除された者は、解除されたことにより生じた損害について、その相手方に対していっさい請求できない。

## 14 個人情報に対する取り扱い

当該業務委託履行にあたり、当局の保有する個人情報を取り扱う場合は、その重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。

## 15 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、委託者と受託者は十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、委託者が報告等を求めた場合、受託者は特段の理由なくこれを拒んではならない。
- (3) 受託者は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

16 各書類の提出先・問合せ先

担当：一般財団法人 神戸観光局 観光部 北村・熊谷

住所：神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 9 階

TEL：078-230-1120

FAX：078-230-0808

Email: [tourism\\_promotion@kcva.or.jp](mailto:tourism_promotion@kcva.or.jp)